

第 120 号 議 案

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令 和 元 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土木費			千円 50,000
	1 港湾費		50,000
		港湾施設整備費	50,000
合		計	50,000

令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ557千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,193,689千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 元 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 573,685	千円 557	千円 574,242
	1 負担金	573,685	557	574,242
歳入合計		1,193,132	557	1,193,689

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 1,193,132	千円 557	千円 1,193,689
	1 流域下水道費	1,049,020	557	1,049,577
歳出合計		1,193,132	557	1,193,689